

保護者のみなさまへ

就学援助費（入学前支給）の申請書類について

「雫石町就学援助費（入学前支給）受給申請書（兼 口座振込依頼書・委任状・認定台帳）」に必要事項記載のうえ、下記の書類を添えて、雫石町教育委員会へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、小学校と中学校に分かれる場合はそれぞれ1部ずつ提出をお願いします。

※今回は「入学前支給」のみの申請案内となります。 新年度の就学援助を希望する方は、別途申請手続きが必要となります。 来年1月以降に再度ご案内いたしますので、入学先の学校へ申請書類の提出をお願いします。

記

1 提出書類

- ① 雫石町就学援助費（入学前支給）受給申請書(兼口座振込依頼書・委任状・認定台帳)
※ 小学校と中学校それぞれに入学予定の場合は、1部ずつ提出してください。

② 世帯の収入に関する書類
※ 現在、小・中学校に在籍している兄弟があり、かつ今年度の就学援助制度の認定をすでに受けている場合は、世帯の収入に関する書類の提出は不要です。

③ 就学援助費を振込む口座通帳の写し

2 添付書類について

令和2年1月から令和2年12月までの世帯収入が確認できる、次のいずれかの書類を添付してください。なお、同一世帯の家族全員の書類が必要です（収入のない学生、扶養家族になっている方の書類は不要です）。収入の申告を行っていないため書類提出ができない場合は、速やかに申告を行い必要な書類を揃えていただくようお願いいたします。

- ◆令和2年分源泉徴収票（複数ある場合は全て）（写し可）

◆令和2年分所得証明書（写し可）

◆令和2年分確定申告書の控え（写し可）

◆令和3年度町・県民税申告書の控え（写し可）

また、次に該当する場合は、全ての項目について必要な書類を提出してください。

◆年金を受給している方（障害年金や遺族年金も含みます）	年金額改定通知の写し、又は令和2年分公的年金源泉徴収票の写し
◆児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当受給者証の写し（受給金額が記載されているもの）
◆雇用保険を受給している方	雇用保険受給資格者証の写し（認定期間、受給金額、支給日が分かるもの）
◆収入の無かった方（失業中など）	令和3年度町民税・県民税申告書の写し

- 3 提出期限 令和4年1月21日（金）
提出先 雫石町教育委員会 学校教育課（雫石町役場 2階）

4 申請書の書き方・留意事項

(1) 申請書について

申込日、保護者住所、氏名、連絡先電話番号を記載後、押印してください。

(シヤチハタ等は不可)

(2) 「就学援助費振込口座」について

申請者名義の口座を記載してください。

通帳の表紙の写しなど口座が確認できる書類を添付してください。

(3) 「児童生徒の状況」について

学年については令和4年度の学年（新1年生）になります。

アパート等の家賃がある場合は、必ず住居の形態欄に記入をしてください。

(4) 「家族の状況」について

年齢の欄には、令和4年4月1日の年齢を記入してください。

世帯分離や援助の有無に関わらず、同居する家族を全員記入してください。

(5) 「生活費、養育費等の援助の状況」について

援助を受けている場合は、具体的に記入してください。

(6) 「就学援助を受けたい理由」について

受けたい理由について具体的に記入してください。

5 就学援助の認定・支給方法について

- ・提出された書類をもとに判定を行い、認定結果について通知いたします。
- ・認定となった方は、令和4年3月上旬に申請者名義の口座へ振込みになります。

6 問い合わせ先

〒020-0595

雫石町千刈田 5 番地 1

雫石町教育委員会 学校教育課 総務係

電話：019-692-6412（学校教育課直通）